破産手続廃止

平成２１年（フ）第８３２号
兵庫県姫路市網干区興浜1536番地の４
破産者　有限会社伸光
１　決定年月日　平成22年６月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１００号
群馬県伊勢崎市宮子町1337番地１
破産者　有限会社ケイオービー
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第５８３号
茨城県水戸市石川１丁目3829番地１
破産者　株式会社エムエスメディカルプラン
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１４３６号
北九州市小倉北区清水３丁目２番18号
破産者　有限会社ゲストロードカンパニー
１　決定年月日　平成22年７月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９７９号
宮城県多賀城市八幡２丁目６番11号ＳＳビルⅧ４階
破産者　エス・エス・コーポレーション株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
さいたま市南区内谷４丁目９番12号
破産者　有限会社祐大興業
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第２８１４号
横浜市戸塚区名瀬町2015番地
破産者　株式会社クリエート・エフ
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９２号
金沢市夕日寺町ナ１番75
破産者　山王開発株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１１２１号
兵庫県尼崎市丸島町５番地
破産者　千代田金属印刷株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９号
兵庫県西宮市芦原町６番11号
破産者　拳斗建設株式会社
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８８３号
兵庫県神崎郡福崎町西田原1834番地
破産者　有限会社福建設
１　決定年月日　平成22年７月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６０号
東京都八王子市明神町３丁目25番７号グランデュールマンション670号
破産者　鈴木　麻里
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４０４号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3482番地
破産者　髙島　章子
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１４号
静岡市清水区押切36番地の27
破産者　有限会社眞味
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１４号
京都市伏見区島津町112番地
破産者　有限会社タムラテック
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７７７号
大阪府八尾市福万寺町南３丁目８番20号
破産者　株式会社尾崎酒店
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３３７号
山口県下関市小月幸町２番21号
破産者　有限会社マツモト住研
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第７７号
山口県下関市大字内日下字福川1128番地の５
破産者　有限会社ハヤトモ自動車工業
１　決定年月日　平成22年７月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１３号
茨城県石岡市大砂10214番地31
破産者　櫻井　啓子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第８２７号
さいたま市北区日進町２丁目1236番地　風巻荘205、開始決定時の住所さいたま市北区日進町２丁目500番地１
破産者　八重樫榮子
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第８２８号
東京都西東京市富士町５丁目２番12号　重田ハイツ403号、破産手続開始時の住所さいたま市北区日進町２丁目500番地１
破産者　八重樫尚美
１　決定年月日　平成22年７月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係